

第1 都民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 行政的医療や高度・専門的医療等の安定的かつ継続的な提供

(1) 行政的医療の安定的かつ継続的な提供

- ア 法令等に基づき対応が求められる医療
- イ 社会的要請から特に対策を講じなければならない医療
 - (ア) 一般医療機関での対応が困難な医療
 - (イ) 都民ニーズが高く高度な医療水準とそれを支える総合診療基盤により対応する医療
- ウ 新たな医療課題に対して先導的に取り組む必要がある医療

(2) 各医療の提供

各病院等の医療機能に応じ、他の医療機関等との適切な役割分担と連携のもと、次の医療を提供

ア がん医療	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様々な治療法を組み合わせた最適な医療を提供 ・ 難治性がんや希少がん、合併症を伴う患者に高度で専門的な医療を提供 ・ AYA世代がん患者に適切な医療等を提供
イ 精神疾患医療	<ul style="list-style-type: none"> ・ 精神科救急医療、精神科身体合併症医療など専門性の高い医療を提供 ・ 症状等が著しい認知症患者に専門的な医療等を提供 ・ こころとからだを総合した児童・思春期精神科医療を提供
ウ 救急医療	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東京ERの運営など総合的な救急医療を提供 ・ 脳血管疾患や心疾患、重度外傷等の様々な救急患者の積極的な受入れを推進 ・ 小児の重症患者など一般医療機関では対応が難しい救急医療を提供
エ 災害医療	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都の方針を踏まえ、災害拠点病院等に求められる役割に応じた災害医療を提供 ・ 大規模災害時に必要となる人材を育成し、派遣要請に対応 ・ 関係機関等との合同訓練等を通じて地域の災害対応力を向上
オ 島しょ医療	<ul style="list-style-type: none"> ・ 島しょ地域の救急患者等を受け入れる体制を整備し、島しょ医療を提供 ・ ICTの活用等による診療支援、島しょ地域の医療を支える人材を育成 ・ 退院後の療養生活への円滑な移行を支援
カ 周産期医療	<ul style="list-style-type: none"> ・ ハイリスク妊産婦や新生児等に対して高度で専門的な周産期医療を提供 ・ 未受診妊婦など社会的リスクを抱えた妊産婦に適切な医療等を提供 ・ 相談支援の充実やNICU等入院児の円滑な在宅移行等への支援を推進
キ 小児医療	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小児がんや希少疾患等に対し先進的かつ専門性の高い小児医療を提供 ・ 成人医療への円滑な移行に向けて患者の成長に合わせた移行期医療を提供 ・ 医療的ケア児の在宅療養への円滑な移行を支援
ク 感染症医療	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都が行う感染症対策を踏まえながら、各病院の医療提供体制を整備 ・ 感染症指定医療機関の役割に応じた感染症医療を提供 ・ 感染症専門医や専門性を有する看護師を確保・育成 ・ 有事の際に即戦力となる看護師等を育成し、法人全体の感染症対応力を強化 ・ 受入訓練や感染管理に関する指導等により地域の感染症対応力強化に貢献

ケ 難病医療	<ul style="list-style-type: none"> ・ 脳・神経系難病、免疫系難病等に対して高度で専門的な難病医療を提供 ・ 早期の診断・治療から進行期の診療・ケア、地域での療養支援に至る一貫した医療を提供 ・ 相談支援とともに、在宅療養に関する技術支援を推進
コ 障害者医療	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者の合併症医療や障害者歯科医療等を提供 ・ 地域の医療機関等への技術支援や急変時の受入れを強化し、在宅療養への移行を支援
サ 総合診療の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合診療科を充実し、入院患者の様々な症候への対応、並びに複数の疾患を有するなど特定の診療科だけでは対応が難しい患者の受入れ等、幅広い視野から包括的かつ全人的な医療を提供 ・ 大学や地域医療機関とも連携しながら総合診療医を確保・育成
シ その他の行政的医療等の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ 難治性のアレルギー疾患等をはじめとする質の高い医療を提供 ・ 都内で働く外国人の増加等に対応した医療を提供 ・ 新たな医療課題や地域の医療課題に積極的に対応

2 災害や公衆衛生上の緊急事態への優先した対応

- ・ 人的・物的資源を最大限活用し、各病院等が機動的に対応するとともに、都の方針の下、都や関係機関と連携し率先して対応

(1) 災害医療における緊急事態への対応

- ・ 都の方針の下、都や地域の医療機関等と連携しながら、重症者等を積極的に受入れ
- ・ 災害の発生状況に応じた診療体制の見直し等により効率的・効果的な受入体制を整備
- ・ 都外における大規模災害発生時にも、都の要請の下、東京DMAT等を派遣
- ・ 災害時等における取組を検証する体制を構築

(2) 感染症医療における緊急事態への対応

- ・ 都の方針の下、都や関係機関と連携しながら、法人全体で感染症患者を積極的に受入れ
- ・ 専門人材を機動的に集約するとともに、診療体制の再編などにより専用病床を拡充し効率的・効果的な医療提供体制を整備
- ・ 新興感染症等への取組を検証する体制を構築
- ・ クラスタが発生した施設等に職員を派遣して感染拡大防止のための支援を実施

第1 都民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

3 地域医療の充実への貢献

(1) 地域包括ケアシステム構築に向けた取組

- ・地域の医療機関等との連携を強化し地域包括ケアシステムの構築を支援
- ・地域の医療機関との機能分担と連携を一層推進し紹介率、返送・逆紹介率を向上
- ・地域の医療機関とも連携し、高齢化に伴い増加が予想される疾患など地域において不足する医療に着実に対応
- ・地域の医療機関では対応が難しい患者の急変・増悪時における受入れに対応
- ・患者・地域サポートセンターの機能の充実を図り、医療機関等との連携を強化
- ・ICTによる地域医療ネットワークを活用して診療情報の共有を推進し、在宅療養生活を支える地域の医療機関・介護事業者等を支援
- ・相談支援や転退院支援の取組を充実し、在宅療養等への移行を推進
- ・地域の医療機関等に対する技術協力や医療従事者の研修受入れ等により、地域医療を支える人材の育成を支援

(2) 健康増進及び疾病予防に向けた普及啓発

- ・疾患や治療等に関する情報を積極的に発信し、都民の健康増進やフレイル予防、疾病予防に向けた普及啓発を推進

4 安全で安心できる質の高い医療の提供

(1) 患者中心の医療の推進

- ・仕事を休まずに治療や検査を受けられる機会を拡大するなど治療と生活の両立を支援
- ・患者・地域サポートセンターの相談支援機能を充実し、患者の円滑な入院・転退院を支援
- ・ICTによる地域医療のネットワークを通じた診療情報の共有を推進し、患者が住み慣れた地域で安心して適切な医療が受けられるよう支援
- ・患者満足度調査によりニーズに応じた取組を推進するなど患者サービスを充実
- ・ユニバーサルデザインの導入等により、誰もが安心して医療を受けられる環境を整備
- ・SNSの活用等により法人や病院の医療等に関する情報を積極的に発信
- ・多様な広報媒体を活用するなど都民に分かりやすい発信力のある広報活動を推進

(2) 質の高い医療の提供

- ・**QI（クオリティ・インディケーター）等を活用し、医療の質を向上**
- ・インシデント・アクシデント・レポートの効果的な活用・分析等により医療安全管理体制を確保
- ・医療安全意識の一層の向上とともに、医療安全対策の中心的な役割を担う人材を育成
- ・感染経路等に応じた予防策など院内感染対策を推進
- ・地域医療機関との連携を強化し、各医療機関における院内感染対策の向上に寄与

5 診療データの活用及び臨床研究・治験の推進

- ・豊富な症例を生かした臨床研究等のための体制を整備して治験や先進医療等を推進し、**医療の質の向上・発展に貢献**
- ・診療データの集積・活用に向けた検討を行い、更なる医療の質の向上を推進

第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 効率的・効果的な法人運営体制の構築

- ・地方独立行政法人制度のメリットである人事や予算の弾力的な運用等により効率的・効果的な病院運営を推進
- ・自律性・機動性の高い病院運営を実現する運営体制を構築
- ・病院長への適切な権限の設定やトップマネジメントを支援する体制を構築し、患者ニーズ等に機動的に対応
- ・DXによる業務改善やペーパーレス化など、業務を効率化

2 人材の確保・育成

- ・職員の有する能力が最大限発揮できる人事・給与制度の構築等により、人材を機動的に確保・育成
- ・医療課題やニーズに応じた専門性の高い人材を機動的に確保
- ・次代の病院運営を担う病院幹部を計画的に育成
- ・病院経営に関する知識を有し、トップを支えることができる事務職員を確保・育成
- ・自主的な業務改善を奨励するとともに、意欲的に業務改善に取り組む組織風土を醸成

3 効率的・効果的な業務運営

(1) 働きやすい勤務環境の整備

- ・職員の専門的知識等を適切に評価する仕組みを導入するなど、職員が意欲を持って業務に取り組むことができる人事・給与制度を構築
- ・多様な勤務時間や勤務形態の設定など、職員が働きやすい環境を整備
- ・タスクシフティングの推進など、職員が専門性を一層発揮できる生産性が高い職場づくりにより働き方改革を推進

(2) 弾力的な予算執行

- ・予算科目や年度間で弾力的に運用できる会計制度を構築
- ・機動的な設備投資や柔軟な人員の確保等により、医療課題等に迅速に対応

地方独立行政法人東京都立病院機構 第1期中期計画（案）の概要について

第3 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置

1 財務内容の改善

- ・法人の役割を将来にわたり安定的かつ継続的に果たし、都の医療政策に貢献し続けるため、財務内容の改善に取り組む
 - (1) 収入の確保
 - ・診療報酬改定に柔軟・迅速に対応し、医療の質を高める施設基準を取得
 - ・医療需要を踏まえて医療機能を強化
 - ・病病連携等の推進により、紹介、返送・逆紹介を推進するとともに効率的に病床を運用
 - ・未収金の発生を防止する取組や**困難案件への対応など**の未収金対策に対応
 - (2) 適切な支出の徹底
 - ・DPCデータの分析等の活用により職員のコスト意識を向上
 - ・新たな契約手法の導入やスケールメリットを生かした調達を推進

第4 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1 予算（令和4年7月～令和8年度）

・収入計 1,178,812百万円、支出計 1,212,473百万円

2 収支計画（令和4年7月～令和8年度）

・総利益 165百万円

3 資金計画（令和4年7月～令和8年度）

・次期中期目標の期間への繰越金 69,271百万円

第5 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

・240億円

2 想定される短期借入金の発生理由

・運営費負担金の受入遅延による資金不足等偶発的な出費等への対応

第6 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることを見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

・なし

第7 前記の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

・なし

第8 剰余金の使途

・施設の整備、医療機器の購入及び人材育成の充実など医療の質の向上等に充当

第9 料金に関する事項

・現在の東京都立病院条例に規定する使用料及び手数料の内容と同一

第10 その他業務運営に関する重要事項

1 病院運営におけるDXの推進

- ・AIの活用等による医療の質の向上、ICTの活用による地域の医療機関等との診療情報の共有、システム化による業務効率化などにより、QOS（クオリティ・オブ・サービス）を向上
- ・都と連携し、病院運営におけるDXの推進に向けた計画を策定

2 施設・設備の整備

- ・広尾病院、多摩メディカル・キャンパスの各施設整備計画に則り整備を推進
- ・多摩北部医療センターの改築に向け検討
- ・その他の病院は老朽化の状況等を勘案しながら計画的に施設整備等を実施

3 適正な業務運営の確立

(1) 情報セキュリティ・個人情報保護の徹底

- ・東京都個人情報保護に関する条例等に基づき、組織的な個人情報保護対策を実施
- ・組織横断的なサイバーセキュリティ対策を実施

(2) コンプライアンスの推進

- ・内部統制の仕組みを構築し、適正な業務運営を推進
- ・職員一人ひとりが公的医療機関の一員として関係法令を遵守するとともに、内部規程の策定等によりコンプライアンスを徹底

4 外部からの意見聴取

- ・有識者会議を設置するとともに、各病院に運営協議会等を設置し、外部からの助言・提言等を得ながら法人を運営